

政治倫理推進特別委員会記録

1. 期日 令和5年5月25日(木) 開会 11時00分
閉会 11時29分
2. 場所 第1委員会室
3. 議題 1. 政治倫理推進について
4. 出席者 渡辺委員長、小笠原副委員長、羽根委員、岡田委員、一石委員、松崎委員、古谷委員、大沼委員、根岸議長

傍聴議員 5名
事務局 3名 議会事務局長、庶務課長、副主幹
傍聴者 0名

1. 報告案について

委員長

今日の議題についてだが今日の午後に全協で報告し、本会議でも報告する。その報告案について決めていきたいと思う。お手元の資料に、報告する内容をまとめている。調査研究会については4月5日、20日、5月11日、25日となっているが、本日は調査研究会をやっていないので25日は入らない。25日を消していただき3回である。25日に正式委員会を開催した。6月定例会での報告事項だが1点目、事例研究に基づいてどの条例規則をたたき台とするか、具体的な検討を始めたということである。これまでに具体的に提案されたものは以下の通りである。小田原市の政治倫理規定要綱、秦野市の政治倫理規定、あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例、えびの市議会ハラスメント根絶条例、川越市議会ハラスメント根絶条例、恵庭市議会ハラスメント根絶条例が、皆さんの方から上がってきている。小田原、秦野についてはこれまで話をしており、あさぎり町、えびの市については前回の研究調査会で、川越市、恵庭市についてはその後提案があった。秦野市についてはその後、これがよいのではないかという意見を頂戴している。比較検討は終わっていないが、それぞれの条例についてねらいや対象、例えば議員のみでなく職員、首長まで含めるか。自治体それぞれ、条例制定の経緯や背景の違いを反映しているという意見が前回も出されている。どういったところを対象に含むかについて、条例か要綱などのレベルについてもこれから検証を始めていくことになる。今後9月議会に向けて二宮町でのたたき台として、2つも3つもという訳にはいかないと思うので検討を進めていく。決定すべき要件の整理だが、たとえば審査会を作るとして構成に住民を入れるか、法律の専門家を入れるかなどを含めて政治倫理審査会の設置方法や流れを、規定に盛り込むことも検討事項に含まれていくと思う。この間の研修に

ついて具体的に検討はしていないが、6月議会後は研修についても進めていく必要があると思う。

古谷 研究調査会に何回か出ささせていただき、初めての委員会であり、今委員長の報告内容でやってきた。根幹である選挙前のハラスメントについてしっかり追及していき、政治倫理推進特別委員会における条例制定等になるかと思うが、選挙前のハラスメントの現状追及等について行っていないのか。

渡辺 政治倫理推進特別委員会の設置については、3つの課題が与えられているということで、1つ目には今後起こさないという仕組みづくりで、条例になるのか規定になるのか分からないがルール作りである。2つ目は実際に起きた時の対応の流れを作る。3つ目には研修を充実させていくという課題を与えられた。現状として前回のハラスメントについて、特別委員会の目的の中に入っていないという理解である。

古谷 選挙前にハラスメントがあつて、特別委員会の目的は分かったが、ハラスメントの部分について非常に曖昧な状況だが、これについては議論が終わったということか。

議長 古谷議員はハラスメントがあつたとおっしゃっているが、報告書にはあつたともなかつたとも断定はしていなかった。私たちは議員の皆さんの中で2回目の調査報告書をもって、議論を終結したというふうに思っている。政治倫理要綱は持っているが、その運用について基本的な進め方が何もないまま議論をして、調査報告書を作ったというところで、戸惑いもありながらもやってきたことの反省をふまえて、特別委員会委員長が定義しているところもある。二宮町議会議員政治倫理規定要綱自体は運用について未整理な部分があり、細かい取り決めがなかつたということが分かった。議論については終わって、前向きに議論を進めていこうということで、今回の特別委員会をスタートした。

古谷 この場では終わったということで議論をしないということか。

渡辺 そういうことになる。

古谷 了解した。

大沼 古谷委員から調査研究会の中でハラスメント問題を究明しないのか何度か言われてきたが、一旦終わってしまったので、その議論はもう一度紐解くことはできないというのが、今までの話であった。本来それを明確にすることが私も大事なことと思

う。その中で今回何かしら倫理の規定を設けようということで、委員会が進んできている。今回委員長から紹介があったそれぞれの要綱や条例あたりを私も調べてきたが、原因たる事象が発生して作られたものと、予防的観点から作られているものと2種類あると感じた。その中で問題となる事案が発生したところとなると、かなりその部分に集中してしまい、あまりバランス感がよくない規定になっているのもあると感じた。今後のたたき台となる素案についても皆さんも確認し、吟味した上で進めていった方がよいと思う。

岡田

今後の進め方、考え方に触れるかもしれないが、先ほどから選挙前のハラスメントも含めて議員独自、首長、職員も含めたものといろいろな意見が出ている。私は議員にスポットを当てて議員がハラスメントを防止するんだと、撲滅運動のようなかたちで今後検討していくのがよいのかと思う。当然職員に対してもあるが、町長や市長などの首長は、今回はおいておいて主に議員がハラスメントを根絶していくんだというようなところで、検討していくのがよいと思う。今後政治活動中もハラスメントも一緒に考えていくべきかと思う。私が提案したのは川越市議会のハラスメント撲滅条例についてである。これが正しいとは思っていないが、調査の中身といろいろ相談する人みたいなところはどなたにするのかということも含めて、提案させていただく。私の意見としては議員のハラスメントを防止し、根絶していくということで検討していく。

松崎

議員という話だったが、岡田委員の場合は議員というと議員間、議員と職員、議員と町長、議員と町民という理解でよろしいか。議員というとハラスメントをする側にもなるし、される側にもなる可能性がある。あらゆる可能性を念頭においてということだったら私はよいが、そういう理解でよろしいか。

岡田

議員がハラスメントをしない、させないというところで撲滅していく、防止していくという観点なので双方向ということである。

委員長

川越市は議員間もあるし、対職員という表現もしている。

大沼

私は他市町、他県を含めていくつか規定を読んだが、他のものを読んでいたので事務局に提出をしていなかった。新宿区の政治倫理に関する規定がかなり以前に制定されているもので、その後何度も繰り返し改定をされて成長しているというか、熟成されている感じを受けた。大きな町でのことでそれだけいろいろな事象があったのかと思った。他の地区の背景は確認できていないが、熟成されたもので網羅されている感じだったので、新宿区の条例も候補に加えていただきたいと思っている。

渡辺 今日どれを扱うかではなく意見を承ったので、新宿区も見てみる必要があるそうである。今岡田委員からは議員間、議員から職員とかに対して集中すべきではないかという意見である。この点で何かあるか。

古谷 どちらかというとな岡田委員に多少近いが、先ほど経緯を話されたが経緯から作っていくのか、それとも全般で作るのかということだが経緯からのものがよいと思う。そのかたちできている撲滅条例みたいなものが多いと思う。本来、職員は職員の側でやることなのかと思っていて、恵庭市のものが最もよいと思ったが、議員間だけに絞った方が私はよいと思う。議員から職員に対してパワハラ的なものは全国的にあるので、その部分だけは入れた方がよろしいのかと思う。議員側から議員に対するハラスメント、議員から職員に対するハラスメント、職員から議員に対するものは、職員の方で何か縛りがあればよろしいのではないかと考えており、議員に特化しているのは恵庭市だろうと思われる。全国的に見ると議員から職員というのが仕事関係上あるので、もし広げるのであれば恵庭市で議員が特化した形のものの方がよいかと思うので、恵庭市で提案した。

松崎 今の話だと職員から議員に対してのハラスメントはないという前提に聞こえたが、それで間違いがないか。

古谷 おっしゃるとおりである。職員から議員に対するハラスメントは、入れなくてよいのではないかと思う。

松崎 私は双方向という意味で入れるべきではないかということで申し上げた。議員といえども野党である立場、与党である立場という中ではそれもありうるし、私は実際にあったと思うので、双方向という意味では入れていただきたい。

古谷 職員から議員なのか、役職がついた人から議員なのか何かあったのなら教えていただきたい。

松崎 具体的に言うと役職は部長職とかそういうことか。

古谷 任命権のある特別職とか。

松崎 そういう職員ではなかったが、こういう質問をすると今後の議員活動に支障をきたすというようなことで、私は脅しと受け取った。これはあってはならないことだと思う。

大沼 個別の問題については、調査研究会でやっていただくことがよろしいかと思う。議員の中で双方間を作っていけば全体的に網羅されていくと思う。職員は二宮町の中でハラスメントの規

定があるので、職員の部分に立ち入る必要はないのかと思う。

小笠原

まずは議員間のもの。議員から職員は、職員側が作ってほしいと思うし、職員から議員にハラスメントがあってはならないという部分については、職員の方でルールを決めていただくのが筋だと思う。

古谷

小笠原委員と同じだが範囲を広げることはいくらでもできる。今回特化できるという判断で言わせていただいた。先ほど言われたのは非常に憤慨したが、良い悪いではなく特化すべきということである。

一石

二宮町議会は政治倫理規定を持っているので、ハラスメントについての理解に格差があると思う。それを研究して明文化することが必要なので、議会内のハラスメントに関するルールを作るのが目的ではないかと思っている。

委員長

私もうっかりしていた。口頭で職員間のハラスメント問題は対応して解決しているということを聞いているが、町の規則とか実際どういう決まりになっているのか見ていない。それを次から見ていかないといけないと思う。この論議は議員が関わることで議員間、議員から職員、その他にも松崎委員から、町幹部から議員にハラスメントがあったのではないかという指摘があった。その点については大沼委員から話があったように個別事案になってくるので、調査研究のテーマとして認識はしておく必要がある。これは研究調査の方に持っていくということで古谷委員どうか。

古谷

それでよいが、ただ今言った話があるならゆゆしき事態なので、全員がいる場で話をして今後そういうことがないように、正副議長から申し入れてもらう。もし今度あったら大変だということで、何かしてもらわないと許せないです。

大沼

確かに古谷委員の言われる部分でそういう事象に対して議会側がどう対応していくのか、調査研究の中でしっかりと受け止めていくべきだと思う。

羽根

委員長がおっしゃられているように職員の規定について確認し、職員間だけでは足りないかもしれないので確認はしておいた方がよいと思う。

委員長

他に特にないか。

(「なし」との声あり。)

委員長

今のやりとりをまとめて今日の全協に報告したほうがよいですね。焦点を当てていくのは議員の関わる場所だということについても、加えて報告したいと思う。特になければ特別委員会の方を終了して、基本条例推進委員会の研究調査会に切り替えていきたいと思うが異議はないか。

(「異議なし」との声あり。)

委員長

これで政治倫理推進特別委員会を終了する。

閉会 11 時 29 分